

## 契約をやめるには！？

一度契約をしてしまっても、一定の期間内であれば無条件で契約をやめることができる制度として「クーリング・オフ」があります。クーリング・オフをすると、商品等の代金は全額返金され、返品にかかる費用は、業者が負担することになります。

取引形態	契約書を受け取った日から
訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス	8日間
エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間

※自分から店に出向く店舗での購入、カタログやネット画面を見て申込み通信販売は、じっくり考えてから契約を決めることができますので、クーリング・オフの対象外です。  
 ※クーリング・オフができない場合でも、事実と違う説明を受けた、不安をあおられた、恋愛感情を利用した不当な勧誘を受けたなどの場合には、契約をやめることができますので、一人で悩まず相談することが大切です。

## 不安に感じたとき、困ったときは？


い や や  
 ☎(局番なし) **188** ← 消費者ホットライン  
 い や や ! 泣き寝入り ! と覚えてね

188に電話をかけると身近な消費生活センターや消費生活相談窓口につながり、専門の消費生活相談員が解決に向けて支援してくれます。  
 消費者ホットラインは、土日祝日もつながります。相談する人の秘密は守られます。

あきらめず  
 まずは  
 相談してください！

@ メールマガジン登録はこちらから  
 とくしま消費者交流ひろばホームページ  
<http://www.tokushohi.or.jp/>  
 消費生活に関する最新の消費者トラブル情報などを配信しています

▼QRコード




徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課  
 徳島県消費者情報センター

徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています

民法改正

2022年4月1日から、18歳で“大人に！”

# 成年年齢引下げで 消費生活は どうなる!? 何が変わる!?

20歳

2022年4月1日時点で  
 18歳・19歳の場合は  
 その日に成人になります



18歳

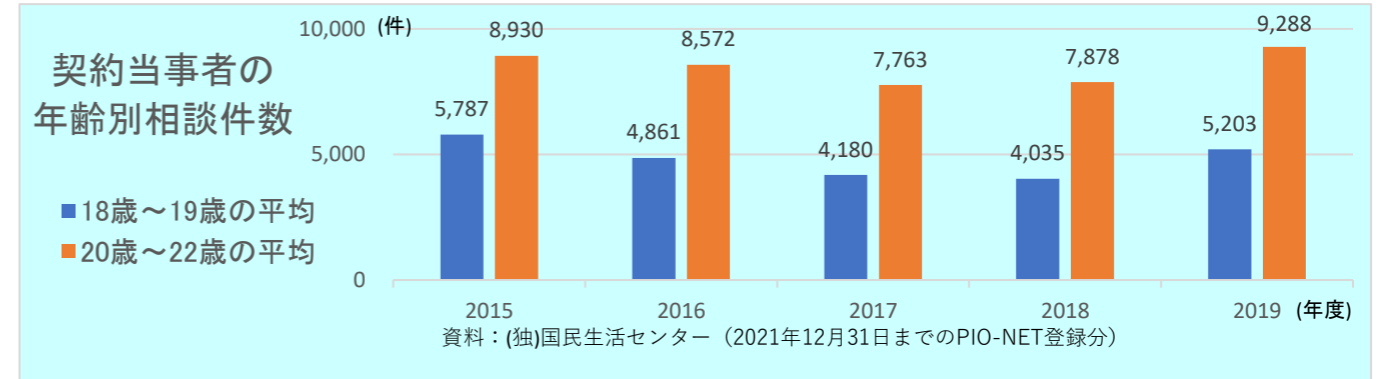
## 「成年年齢引下げ」はいつから？

2018年に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

## 注意すべき消費者トラブルは!?

全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数をみると、成年になったとたん相談件数が増えています。成年年齢が引き下げられると、今後、18歳～19歳の消費者被害が増えるおそれがあります。



## 「成年年齢引下げ」で何が変わる!?

親の同意がなくても一人で様々な契約ができるようになります

### たとえば…

- ・携帯電話を契約する
- ・一人暮らしの部屋を借りる
- ・自動車などのローンを組む
- ・クレジットカードを作る などが可能に



### ところが…

未成年者であることを理由に契約を取り消すことができる「**未成年者取消権**」は、行使できなくなります。



本当に必要な契約か考えて!



※クレジットやローンは**借金**です。安易な気持ちで契約をしないことが大切です。  
 ※飲酒・喫煙、競馬・競輪・競艇・オートレースは、これまでと変わらず20歳にならないとできません。

親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳になります

仕事や住む場所などを自分の意思で決められることができたり、財産を管理されたりすることがなくなります。

## マルチ商法的勧誘に注意!

### CASE 1

化粧品や健康食品等を人に販売すると利益が得られると勧誘され、商品を仕入れたところ…



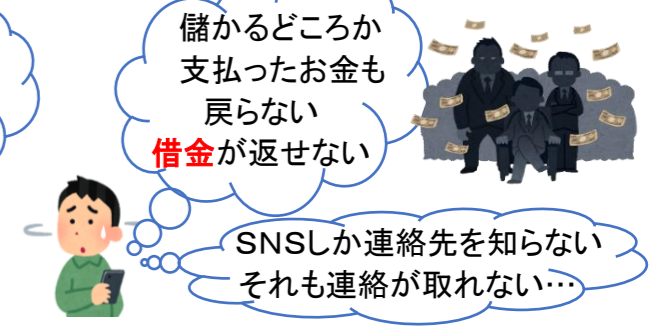
### CASE 2

友人や知人を誘って会員にさせると手数料が入ると勧誘され、お金を支払ってサークルなどに入会したが…



### CASE 3

学校や職場の先輩や知り合いから、「必ず儲かる」と勧誘され、消費者金融で借金をして暗号資産(仮想通貨)を購入したが…



## SNSからのトラブルに注意!

### CASE 4

SNSに表示された広告から

定期購入だったなんて…



「1回目90%OFF」「初回実質0円」など通常価格より低価格で購入した健康食品等が実際は定期購入が条件となっていた。

### CASE 5

SNSで知り合った人から紹介されて

サポートも返金もしてくれない契約と違う…



SNSで知り合った人から高額な収入を得られる副業サイトを紹介された。そのノウハウを知るために高額な契約をしたが、利益が出ない。